

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新	旧	備考欄																																
1. 事業の趣旨 (省略) 1-3 本公募の位置づけ (1) パートナー事業者の業務内容 パートナー事業者は本市と対話を行いながらマスタープラン策定の支援を実施する。具体的な支援内容の仕様については、協定締結後、協議の上で決定するが、<u>現時点で想定されるマスタープランの項目は「（別紙2）マスタープランの想定項目」を参照すること。</u>なお、マスタープラン策定の支援に係る業務委託料等についても協議する。 1-4 資料 本公募に係る募集要項は、以下の資料により構成される。 ・（本 書）募集要項 ・（別紙1）インフォメーション・パッケージ ・（別紙2）マスタープランの想定項目 ・（様式第1号）質問書 ・（様式第2号）参加表明書 ・（様式第3号）会社概要 ・（様式第4号）提案書 ・（様式第5号）事業実績 ・（様式第6号）企画提案書（コンセプト・ターゲット） ・（様式第7号）企画提案書（九十九島観光公園の活用） ・（様式第8号）企画提案書（公有施設の活用） ・（様式第9号）企画提案書（その他実施が見込まれる事業） ・（様式第10号）企画提案書（事業費及び事業効果を含めたロードマップ） ・（様式第11号）公表用提案概要書 2. 民間提案の募集 (省略) 2-2 スケジュール 本公募の実施スケジュールは、以下に示すとおり。また、応募者多数の場合は変更となる可能性がある。 <table><tr><td>募集要項公表</td><td>令和7年3月31日（月）</td></tr><tr><td>募集要項への質問の受付期限(1回目)</td><td>令和7年4月11日（金）午後5時まで</td></tr><tr><td>質問回答の公表(1回目)</td><td>令和7年5月2日（金）</td></tr><tr><td>参加表明書の提出期限</td><td>令和7年5月16日（金）午後5時まで</td></tr><tr><td>参加資格確認結果についての通知</td><td>令和7年6月上旬頃</td></tr><tr><td>募集要項への質問の受付期限(2回目)</td><td>令和7年6月10日（火）午後5時まで</td></tr><tr><td>質問回答の公表(2回目)</td><td>令和7年6月17日（火）</td></tr><tr><td>提案書（初稿）の提出期限</td><td>令和7年6月27日（金）午後5時まで</td></tr></table>	募集要項公表	令和7年3月31日（月）	募集要項への質問の受付期限(1回目)	令和7年4月11日（金）午後5時まで	質問回答の公表(1回目)	令和7年5月2日（金）	参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで	参加資格確認結果についての通知	令和7年6月上旬頃	募集要項への質問の受付期限(2回目)	令和7年6月10日（火）午後5時まで	質問回答の公表(2回目)	令和7年6月17日（火）	提案書（初稿）の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで	1. 事業の趣旨 (省略) 1-3 本公募の位置づけ (1) パートナー事業者の業務内容 パートナー事業者は本市と対話を行いながらマスタープラン策定の支援を実施する。具体的な支援内容の仕様については、協定締結後、協議の上で決定する。なお、マスタープラン策定の支援に係る業務委託料等についても協議する。 1-4 資料 本公募に係る募集要項は、以下の資料により構成される。 ・（本 書）募集要項 ・（別紙1）インフォメーション・パッケージ ・ ・（様式第1号）質問書 ・（様式第2号）参加表明書 ・（様式第3号）会社概要 ・（様式第4号）提案書 ・（様式第5号）事業実績 ・（様式第6号）企画提案書（コンセプト・ターゲット） ・（様式第7号）企画提案書（九十九島観光公園の活用） ・（様式第8号）企画提案書（公有施設の活用） ・（様式第9号）企画提案書（その他実施が見込まれる事業） ・（様式第10号）企画提案書（事業費及び事業効果を含めたロードマップ） ・（様式第11号）公表用提案概要書 2. 民間提案の募集 (省略) 2-2 スケジュール 本公募の実施スケジュールは、以下に示すとおり。また、応募者多数の場合は変更となる可能性がある。 <table><tr><td>募集要項公表</td><td>令和7年3月31日（月）</td></tr><tr><td>募集要項への質問の受付期限(1回目)</td><td>令和7年4月11日（金）午後5時まで</td></tr><tr><td>質問回答の公表(1回目)</td><td>令和7年5月2日（金）</td></tr><tr><td>参加表明書の提出期限</td><td>令和7年5月16日（金）午後5時まで</td></tr><tr><td>参加資格確認結果についての通知</td><td>令和7年6月上旬頃</td></tr><tr><td>募集要項への質問の受付期限(2回目)</td><td>令和7年6月10日（火）午後5時まで</td></tr><tr><td>質問回答の公表(2回目)</td><td>令和7年6月17日（火）</td></tr><tr><td>提案書（初稿）の提出期限</td><td>令和7年6月27日（金）午後5時まで</td></tr></table>	募集要項公表	令和7年3月31日（月）	募集要項への質問の受付期限(1回目)	令和7年4月11日（金）午後5時まで	質問回答の公表(1回目)	令和7年5月2日（金）	参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで	参加資格確認結果についての通知	令和7年6月上旬頃	募集要項への質問の受付期限(2回目)	令和7年6月10日（火）午後5時まで	質問回答の公表(2回目)	令和7年6月17日（火）	提案書（初稿）の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで	(追記) (追加)
募集要項公表	令和7年3月31日（月）																																	
募集要項への質問の受付期限(1回目)	令和7年4月11日（金）午後5時まで																																	
質問回答の公表(1回目)	令和7年5月2日（金）																																	
参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで																																	
参加資格確認結果についての通知	令和7年6月上旬頃																																	
募集要項への質問の受付期限(2回目)	令和7年6月10日（火）午後5時まで																																	
質問回答の公表(2回目)	令和7年6月17日（火）																																	
提案書（初稿）の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで																																	
募集要項公表	令和7年3月31日（月）																																	
募集要項への質問の受付期限(1回目)	令和7年4月11日（金）午後5時まで																																	
質問回答の公表(1回目)	令和7年5月2日（金）																																	
参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで																																	
参加資格確認結果についての通知	令和7年6月上旬頃																																	
募集要項への質問の受付期限(2回目)	令和7年6月10日（火）午後5時まで																																	
質問回答の公表(2回目)	令和7年6月17日（火）																																	
提案書（初稿）の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで																																	

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新			旧			備考欄					
提案者への一次ヒアリング	令和 7 年 7 月下旬		提案者への一次ヒアリング	令和 7 年 7 月下旬		(変更)					
提案書（最終稿）の提出期限	令和 7 年 <u>9 月 26 日（金）</u> 午後 5 時まで		提案書（最終稿）の提出期限	令和 7 年 <u>8 月 29 日（金）</u> 午後 5 時まで							
提案者への最終ヒアリング	令和 7 年 10 月 <u>下旬</u>		提案者への最終ヒアリング	令和 7 年 10 月 <u>中旬</u>							
選定結果の公表	令和 7 年 12 月下旬		選定結果の公表	令和 7 年 12 月下旬							
協定書の締結	令和 8 年 1 月頃		協定書の締結	令和 8 年 1 月頃							
マスタープラン策定業務の実施	令和 8 年 2 月～令和 9 年 3 月		マスタープラン策定業務の実施	令和 8 年 2 月～令和 9 年 3 月							
(1) ～ (4) 省略			(1) ～ (4) 省略			(変更)					
(5) 提案書（最終稿）の受付			(5) 提案書（最終稿）の受付								
提案書（最終稿）の提出は、次のとおり。			提案書（最終稿）の提出は、次のとおり。								
提出書類	提案書（初稿）と同様に様式第 4 号から第 10 号までとし、様式第 5 号から第 10 号については、各様式 1 枚以上とし、 <u>合計 12 枚</u> まで提出できることとする。		提出書類	提案書（初稿）と同様に様式第 4 号から第 10 号までとし、様式第 5 号から第 10 号については、各様式 1 枚以上とし、 <u>合計 10 枚</u> まで提出できることとする。							
	また、追加書類として、 <table><tr><td>様式第 11 号</td><td>公表用提案概要書（A3・横 1 枚）<u>※上記合計枚数には含まれない。</u></td></tr></table> 公表用提案概要書は審査結果に関わらず、提案者全ての提案概要書を公表することを想定している。ただし、提案者の創意工夫が含まれる詳細な提案内容は公開の対象としない。また、公表用提案概要書は提案書の評価対象に含まれない（審査は行わない）。			様式第 11 号	公表用提案概要書（A3・横 1 枚） <u>※上記合計枚数には含まれない。</u>		また、追加書類として、 <table><tr><td>様式第 11 号</td><td>公表用提案概要書（A3・横 1 枚）</td></tr></table> 公表用提案概要書は審査結果に関わらず、提案者全ての提案概要書を公表することを想定している。ただし、提案者の創意工夫が含まれる詳細な提案内容は公開の対象としない。また、公表用提案概要書は提案書の評価対象に含まれない（審査は行わない）。		様式第 11 号	公表用提案概要書（A3・横 1 枚）	
様式第 11 号	公表用提案概要書（A3・横 1 枚） <u>※上記合計枚数には含まれない。</u>										
様式第 11 号	公表用提案概要書（A3・横 1 枚）										
提出期限	令和 7 年 <u>9 月 26 日（金）</u> 午後 5 時（必着）		提出期限	令和 7 年 <u>8 月 29 日（金）</u> 午後 5 時（必着）							
提出方法	提案書（最終稿）は上記提出書類一式を紙で 16 部（左上クリップ止）とし、窓口又は郵送にて提出すること。また、電子データ式（PDF 形式とし、「様式第 4 号提案書」は押印後 PDF したもの）は、電子メールで P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。		提出方法	提案書（最終稿）は上記提出書類一式を紙で 16 部（左上クリップ止）とし、窓口又は郵送にて提出すること。また、電子データ式（PDF 形式とし、「様式第 4 号提案書」は押印後 PDF したもの）は、電子メールで P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。							
参加資格結果の通知	・本市は、提出された「様式第 5 号 事業実績」について、本市が本書に示す参加資格要件に基づき確認し、その確認結果を令和 7 年 <u>10 月</u> 上旬に通知する。その際には、提案書（最終稿）の提出後の最終ヒアリングの実施予定日も合わせて通知する。		参加資格結果の通知	・本市は、提出された「様式第 5 号 事業実績」について、本市が本書に示す参加資格要件に基づき確認し、その確認結果を令和 7 年 <u>9 月</u> 上旬に通知する。その際には、提案書（最終稿）の提出後の最終ヒアリングの実施予定日も合わせて通知する。							
	・参加資格の確認の結果、参加資格なしと通知された者は、本市に対して参加資格なしとされた理由について、次に従い説明を求めることができる。 <table><tr><td>【提出日】</td><td>令和 7 年<u>10 月 24 日（金）</u> 午後 5 時まで</td></tr><tr><td>【提出先】</td><td>電子メールに質問書（様式自由）を添付し、P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。</td></tr></table>			【提出日】	令和 7 年 <u>10 月 24 日（金）</u> 午後 5 時まで	【提出先】	電子メールに質問書（様式自由）を添付し、P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。	・参加資格の確認の結果、参加資格なしと通知された者は、本市に対して参加資格なしとされた理由について、次に従い説明を求めることができる。 <table><tr><td>【提出日】</td><td>令和 7 年<u>9 月 26 日（金）</u> 午後 5 時まで</td></tr><tr><td>【提出先】</td><td>電子メールに質問書（様式自由）を添付し、P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。</td></tr></table>		【提出日】	令和 7 年 <u>9 月 26 日（金）</u> 午後 5 時まで
【提出日】	令和 7 年 <u>10 月 24 日（金）</u> 午後 5 時まで										
【提出先】	電子メールに質問書（様式自由）を添付し、P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。										
【提出日】	令和 7 年 <u>9 月 26 日（金）</u> 午後 5 時まで										
【提出先】	電子メールに質問書（様式自由）を添付し、P.18「2-6 問合せ・書類等の提出先」まで送付すること。また、提出した際に電話による着信確認を行うこと。										
(6) 提案者への最終ヒアリング			(6) 提案者への最終ヒアリング			(変更)					
選定委員会は、提案者へ提案書（最終稿）について最終ヒアリングを行う。最終ヒアリングの実施概要は、次のとおり。			選定委員会は、提案者へ提案書（最終稿）について最終ヒアリングを行う。最終ヒアリングの実施概要は、次のとおり。								
実施方法	最終ヒアリングは、提案者、本市の関係職員、選定委員及び本公募に係るアドバイ		実施方法	最終ヒアリングは、提案者、本市の関係職員、選定委員及び本公募に係るアドバイ							

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新			旧			備考欄
		ザリー業務を受託した者が出席する。 選定委員は、提案書（最終稿）の内容について、提案者ごとに最終ヒアリングを行う。			ザリー業務を受託した者が出席する。 選定委員は、提案書（最終稿）の内容について、提案者ごとに最終ヒアリングを行う。	(変更)
開催日時	令和7年10月 <u>下旬</u> 予定 日時等の詳細は、提案者と個別に協議の上決定する。		開催日時	令和7年10月 <u>中旬</u> 予定 日時等の詳細は、提案者と個別に協議の上決定する。		
開催方法	原則、対面での開催を予定している。 詳しい開催方法については、提案者へ個別に連絡する。		開催方法	原則、対面での開催を予定している。 詳しい開催方法については、提案者へ個別に連絡する。		
留意事項	最終ヒアリングの参加者は、原則一提案者につき5名までとする。		留意事項	最終ヒアリングの参加者は、原則一提案者につき5名までとする。		
(省略)			(省略)			
2-3 提案書の提出			2-3 提案書の提出			
(1) 提案書の取り扱い			(1) 提案書の取り扱い			
提案書は、各様式の内容を踏まえて作成すること。 また、提案の内容により、必要に応じて追加の資料提出を依頼する場合がある。なお、提出された書類の返却は行わない。			提案書は、各様式の内容を踏まえて作成すること。 また、提案の内容により、必要に応じて追加の資料提出を依頼する場合がある。なお、提出された書類の返却は行わない。			
(2) 提案を求める内容			(2) 提案を求める内容			
提案を求める内容は、次のとおり。次の内容に限らず、俵ヶ浦半島の自然観光公園化に向けて効果的であると見込まれる内容について提案を行うことも可とする。			提案を求める内容は、次のとおり。次の内容に限らず、俵ヶ浦半島の自然観光公園化に向けて効果的であると見込まれる内容について提案を行うことも可とする。			
項目	内容		項目	内容		
①コンセプト・ターゲット	(ア) 俵ヶ浦半島ならではの観光地域づくりに向けて「半島をどのようにブランディングするか」といった視点で、コンセプト・ターゲットを提案すること。 <u>また、コンセプトは半島の将来像を分かりやすく明確に記載すること。</u>		①コンセプト・ターゲット	(ア) 俵ヶ浦半島ならではの観光地域づくりに向けて「半島をどのようにブランディングするか」といった視点で、コンセプト・ターゲットを提案すること。		(追記)
	(イ) コンセプト・ターゲットには、 <u>インフォメーション・パッケージに記載された内容を十分に加味した上で、本市が大切にしている</u> 半島地域の営みの維持と九十九島の景観の価値向上に資する要素を含むこと。			(イ) コンセプト・ターゲットには、半島地域の営みの維持と九十九島の景観の価値向上に資する要素を含むこと。		(追記)
	(ウ) コンセプト・ターゲットを踏まえた半島全体における地域活性化の取組や公有施設の活用事業（以下、「個別事業」という。）の実施方針を提案すること。また、俵ヶ浦半島内にゾーニングを設定する場合は、ゾーン毎の実施方針も併せて提案すること。			(ウ) コンセプト・ターゲットを踏まえた半島全体における地域活性化の取組や公有施設の活用事業（以下、「個別事業」という。）の実施方針を提案すること。また、俵ヶ浦半島内にゾーニングを設定する場合は、ゾーン毎の実施方針も併せて提案すること。		
	(エ) 九十九島動植物園（森きらら）について、提案に含める場合は、現地でリニューアルするのか、もしくは九十九島観光公園含む公有施設に移転した上でリニューアルするのか、その方針を示すこと。また、提案に含めない場合は、含めない理由を示すこと。 九十九島動植物園（森きらら）の移転についてこれまでの検討経緯は、インフォメーション・パッケージの P.61～を参照すること。			(エ) 九十九島動植物園（森きらら）について、提案に含める場合は、現地でリニューアルするのか、もしくは九十九島観光公園含む公有施設に移転した上でリニューアルするのか、その方針を示すこと。また、提案に含めない場合は、含めない理由を示すこと。 九十九島動植物園（森きらら）の移転についてこれまでの検討経緯は、インフォメーション・パッケージの P.61～を参照すること。		
	(オ) 実施方針では半島全体での景観配慮・デザインの考え方などの提案も期待する。			(オ) 実施方針では半島全体での景観配慮・デザインの考え方などの提案も期待する。		

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新			旧			備考欄
	② 九十九島 観光公園の 活用	(カ) 設定したコンセプト・ターゲットの実現に向けて、その考え方と整合する効果的な事業内容を具体的に提案すること。 九十九島観光公園の施設概要は、インフォメーション・パッケージの P.37～を参照すること。 (キ) 事業内容は、九十九島観光公園が半島の中心部に位置し、俵ヶ浦半島のゲートウェイとなることを企図して、また、環境（自然・人・地域）を再生するため九十九島の景観が楽しめる都市公園として整備した目的を踏まえること。 九十九島観光公園の建設経緯は、インフォメーション・パッケージの P.60 を参照すること。 (ク) 九十九島動植物園（森きらら）を観光公園内に移転リニューアルを見込む場合は、本項目にて提案すること。 (ケ) イメージ図としてパース等を添付すること。		② 九十九島 観光公園の 活用	(カ) 設定したコンセプト・ターゲットの実現に向けて、その考え方と整合する効果的な事業内容を具体的に提案すること。 九十九島観光公園の施設概要は、インフォメーション・パッケージの P.37～を参照すること。 (キ) 事業内容は、九十九島観光公園が半島の中心部に位置し、俵ヶ浦半島のゲートウェイとなることを企図して、また、環境（自然・人・地域）を再生するため九十九島の景観が楽しめる都市公園として整備した目的を踏まえること。 九十九島観光公園の建設経緯は、インフォメーション・パッケージの P.60 を参照すること。 (ク) 九十九島動植物園（森きらら）を観光公園内に移転リニューアルを見込む場合は、本項目にて提案すること。 (ケ) イメージ図としてパース等を添付すること。	(修正)
	③ 公有施設 の活用	(コ) インフォメーション・パッケージに記載の公有施設の内、九十九島観光公園以外の施設（1施設以上）の活用について、設定したコンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するための、具体的な事業内容を提案すること。（九十九島パールシーリゾートは本項目の対象外） 公有施設については、インフォメーション・パッケージの P.36 を、本項目で提案可能な各施設の概要については、P.39～を参照すること。 (サ) 事業内容は、九十九島観光公園との連携も踏まえること。 (シ) 九十九島動植物園（森きらら）を現地でのリニューアルをする場合や九十九島観光公園以外の公有施設に移転リニューアルをする場合は、本項目にて提案すること。 (ス) イメージ図としてパース等を添付すること。 (セ) 様式に収まる範囲で複数の施設について提案することも可とする。		③ 公有施設 の活用	(コ) インフォメーション・パッケージに記載の公有施設の内、九十九島観光公園以外の施設（1施設以上）の活用について、設定したコンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するための、具体的な事業内容を提案すること。（九十九島パールシーリゾートは本項目の対象外） 公有施設については、インフォメーション・パッケージの P.36 を、本項目で提案可能な各施設の概要については、P.39～を参照すること。 (サ) 事業内容は、九十九島観光公園との連携も踏まえること。 (シ) 九十九島動植物園（森きらら）を現地でのリニューアルをする場合や九十九島観光公園以外の公有施設に移転リニューアルをする場合は、本項目にて提案すること。 (ス) イメージ図としてパース等を添付すること。 (セ) 様式に収まる範囲で複数の施設について提案することも可とする。	
	④ その他実施 が見込まれる 事業	(ソ) コンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するため、また九十九島観光公園をはじめとした公有施設の活用と相乗的な効果を発揮できるソフト事業等について、具体的な事業内容を提案すること。 (タ) 「チーム俵」等の地元が行っている取組との連携、半島周辺の既存資源（九十九島パールシーリゾート等）との連携、民間が所有する空き家や休耕地の活用など、設定したコンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するために半島内で実施が見込まれる事業について提案すること。 (チ) 上記以外の市内外既存施設との連携についても提案することができる。 (ツ) なお、半島外からのアクセス、交通手段についての提案も期待する。		④ その他実施 が見込まれる 事業	(ソ) コンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するため、また九十九島観光公園をはじめとした公有施設の活用と相乗的な効果を発揮できるソフト事業等について、具体的な事業内容を提案すること。 (タ) 「チーム俵」等の地元が行っている取組との連携、半島周辺の既存資源（九十九島パールシーリゾート等）との連携、民間が所有する空き家や休耕地の活用など、設定したコンセプト・ターゲット及び実施方針を実現するために半島内で実施が見込まれる事業について提案すること。 (チ) 上記以外の市内外既存施設との連携についても提案することができる。 (ツ) なお、半島外からのアクセス、交通手段についての提案も期待する。	
	⑤ 事業費及 び事業効果を 含めた ロードマップ	(テ) 設定したコンセプト・ターゲットの実現に向けて、<u>必要と見込まれる事業者や関係団体との協議や関係性の構築</u>、効果的なマスタープラン策定のプロセスを提案すること。 (ト) マスタープラン策定後の戦略的なロードマップ（おおむね 10 年後まで）として、個別事業の実施のプロセスやおおよそのスケジュールについて提案すること。		⑤ 事業費及 び事業効果を 含めた ロードマップ	(テ) 設定したコンセプト・ターゲットの実現に向けて、<u>必要かつ</u>効果的なマスタープラン策定のプロセスを提案すること。 (ト) マスタープラン策定後の戦略的なロードマップ（おおむね 10 年後まで）として、個別事業の実施のプロセスやおおよそのスケジュールについて提案すること。	(追記)

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新			旧			備考欄																		
		(ナ) ロードマップで示した個別事業ごとに、見込まれる事業費を提案すること。その際に、<u>想定される事業手法</u>、官民の分担、本市の想定事業費も示すこと。 (ニ) 本市負担の想定事業費は、<u>本市が行うことが現実的な事業費*</u>を設定すること。 (ヌ) ロードマップで示した個別事業の実施時期に応じて、提案内容により見込まれる効果（<u>経済効果</u>や観光入込客数等）について提案すること。 (ネ) 想定される経済効果・観光入込客数、及び想定事業費は、可能な範囲で実績等に基づく考え方も含めて示すこと。 (ノ) <u>提案者は、個別事業が事業化される際に事業者として関与することを見越している場合は、個別事業への関与の仕方について記載すること。また、提案者が直接関与しない事業については、その旨も示すこと。</u>			(ナ) ロードマップで示した個別事業ごとに、見込まれる事業費を提案すること。その際に、官民の分担と、本市の想定事業費も示すこと。 (ニ) 本市負担の想定事業費は、<u>本市が行うことが現実的な事業費*</u>を設定すること。 (ヌ) ロードマップで示した個別事業の実施時期に応じて、提案内容により見込まれる効果（<u>経済波及効果</u>や観光入込客数等）について提案すること。 (ネ) 想定される経済効果・観光入込客数、及び想定事業費は、可能な範囲で実績等に基づく考え方も含めて示すこと。	(追記) (修正) (追記)																		
(3) 提案における留意事項 ①土地利用の制限や景観基準について、本市に対し柔軟な対応を求める事項についても提案可とする。俵ヶ浦半島における都市計画については、インフォメーション・パッケージの P.28～を参照すること。 ②提案に示すべき「本市が行うことが現実的な事業費*」に関しては、原則以下のような考え方である。なお、この事業費はあくまで、本提案募集段階における概算の事業費であり、その後のマスタープラン策定及び個別事業の組成の段階において、改めて事業費及び民間事業者と本市のリスク分担等について精査する。 (省略) <u>③ (ア) で提案を求めた「半島の将来像」について、この項目での実現可能性は問わない。</u> <u>④ (ナ) で提案を求めた「想定される事業手法」については、民設民営、公設民営（指定管理や PFI など）、公設公営など、大枠の想定を記載し、官民の分担や想定事業費は事業手法に合わせて記載すること。</u> <u>⑤ (ネ) 経済効果については、例えば「単価×利用者数」で想定売上を示す等、考え方も含めて示すこと。</u> <u>⑥ (ノ) において、記載する提案者の役割は、「事業への出資・融資」、「施設の所有」、「事業のマネジメント」、「施設の管理運営」、「事業のコンサルティング」等を想定し、これらに分類されない場合はその役割を詳細に記載すること。なお、コンセプト実現に必要と考えられる事業については、提案者が関与しない事業についても記載してよい。</u>			(3) 提案における留意事項 ①土地利用の制限や景観基準について、本市に対し柔軟な対応を求める事項についても提案可とする。俵ヶ浦半島における都市計画については、インフォメーション・パッケージの P.28～を参照すること。 ②提案に示すべき「本市が行うことが現実的な事業費*」に関しては、原則以下のような考え方である。なお、この事業費はあくまで、本提案募集段階における概算の事業費であり、その後のマスタープラン策定及び個別事業の組成の段階において、改めて事業費及び民間事業者と本市のリスク分担等について精査する。			(追記)																		
2-4 提案内容の評価 (1) 選定委員会の設置 「佐世保市俵ヶ浦半島の自然観光公園化に向けた民間提案選定委員会」の選定委員の構成は、以下のとおりである。 <table><tr><th></th><th>氏名</th><th>所属</th></tr><tr><td>委員</td><td>西岡 誠治</td><td>長崎県立大学 <u>名誉教授</u></td></tr><tr><td>委員</td><td>井上 英也</td><td>長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授</td></tr></table>				氏名	所属	委員	西岡 誠治	長崎県立大学 <u>名誉教授</u>	委員	井上 英也	長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授	2-4 提案内容の評価 (1) 選定委員会の設置 「佐世保市俵ヶ浦半島の自然観光公園化に向けた民間提案選定委員会」の選定委員の構成は、以下のとおりである。 <table><tr><th></th><th>氏名</th><th>所属</th></tr><tr><td>委員</td><td>西岡 誠治</td><td>長崎県立大学 <u>(地域創造学部公共政策学科) 教授</u></td></tr><tr><td>委員</td><td>井上 英也</td><td>長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授</td></tr></table>				氏名	所属	委員	西岡 誠治	長崎県立大学 <u>(地域創造学部公共政策学科) 教授</u>	委員	井上 英也	長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授	(変更)
	氏名	所属																						
委員	西岡 誠治	長崎県立大学 <u>名誉教授</u>																						
委員	井上 英也	長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授																						
	氏名	所属																						
委員	西岡 誠治	長崎県立大学 <u>(地域創造学部公共政策学科) 教授</u>																						
委員	井上 英也	長崎国際大学（人間社会学部国際観光学科） 教授																						

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集 募集要項新旧対照表

新				旧				備考欄
(省略)	委員	高尾 忠志	一般社団法人地域力創造デザインセンター 代表理事	(省略)	委員	高尾 忠志	一般社団法人地域力創造デザインセンター 代表理事	
	委員	吉成 太一	合同会社ナリーズ 代表社員 CEO		委員	吉成 太一	合同会社ナリーズ 代表社員 CEO	
	委員	白井 沙也可	させぼ未来デザイン会議メンバー SKI コーポレーション月刊ならでわ編集部		委員	白井 沙也可	させぼ未来デザイン会議メンバー SKI コーポレーション月刊ならでわ編集部	
	委員	山口 嘉浩	佐世保商工会議所 副会頭		委員	山口 嘉浩	佐世保商工会議所 副会頭	
	委員	成瀬 博文	十八親和銀行 地域振興部 副部長		委員	成瀬 博文	十八親和銀行 地域振興部 副部長	
	委員	福田 登志也	佐世保青年会議所 第 71 代（2024）理事長		委員	福田 登志也	佐世保青年会議所 第 71 代（2024）理事長	